

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月二十五日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第十八号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年佐賀県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第八号中「（以下「自己啓発等休業」という。）」を削る。

第四条の四第一項中「及び会計管理者」を「、総合防災統括監、国際戦略統括監及び会計管理者、首都圏営業本部長」に改め、「消費者行政統括監」の下に「、がん対策総括監」を加え、「、首都圏営業本部長」を削る。

第六条の十第一号中「第六号」を「第六号から第八号まで」に改め、同条第四号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。